

## 令和5年2月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和5年3月6日（月） 開会 午前10時  
閉会 午前11時40分

場所 第8委員会室

出席委員 日下部伸三委員長  
権守幸男副委員長  
小川直志委員、逢澤圭一郎委員、宮崎吾一委員、藤井健志委員、  
浅井明委員、醍醐清委員、西山淳次委員、山本正乃委員、秋山もえ委員、  
柿沼貴志委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]  
三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、  
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、  
宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

### 会議に付した事件

消防力の充実・強化について

### 逢澤委員

- 1 消防団への入団が今後も増加していかないことも考えられる。消防団員と消防職員との役割分担の見直しは検討しないのか。
- 2 地元企業に対し、従業員の消防団入団促進に関するインセンティブは検討しないのか。
- 3 消防本部の広域化について、消防は特に縦のつながりが強いと言われており、現場では広域化について前向きでないところが多いと聞いている。広域化を進めるに当たっての課題は何か。
- 4 防災航空隊の運航実績の中で、他県応援出場が多いが、経費はどこが負担するのか。

### 消防課長

- 1 消防職員と消防団員は、国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するという共通の目的で活動している。消防団は地域密着性などを生かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っている。平常時においても、火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開している。消防職員と消防団員の役割分担については、常備消防の消防力などによって大きく異なることから、それぞれの地域で検討していただくことが重要である。
- 2 県内の消防団員の約6割が被雇用者という状況の中、被雇用者が入団しやすく、活動しやすい活動環境を整備することが重要であり、企業の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠である。消防団協力事業所表示制度が、県内の全ての市町村で導入されている。消防団活動に協力いただく事業所等について、その活動が社会貢献として広く認められるとともに、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度である。具体的には、従業員が消防団員として相当数入団している事業所や従業員の入団促進に積極的に自ら取り組んでいる事業所等を各市町村長が認定するものである。県では、消防団協力事業所に認定された事業所に対し、建設工事入札参加資格審査において、加点を行うインセンティブを設けており、県と市町村で連携して取り組んでいる。
- 3 様々な課題があるが、例えば、規模が大きく異なる消防本部同士の広域化の場合、規模が大きな消防本部は、規模が小さな消防本部の方に消防力が割かれてしまうのではないかとといった疑念を持っている。あるいは、小さな消防本部にとっては、逆に大きな消防本部に消防力が集中してしまうのではないかとといった疑念を持っているケースもある。また、広域化に伴い、最初の事務量が膨大となり、ハードルが高いのではないかと懸念されているケースもある。しかし、それは一時的なものであり、広域化してもトータルの費用が増えることはないことから、県としては説明に努めていく。
- 4 応援でも様々なパターンがある。各県同士で個別に協定を結んでいて、その協定に基づき本県が応援に行った場合には、本県が費用を負担する。応援に行った側が負担することとして相互に費用を出している。災害の規模が大きくなり、国の要請によって出動した場合や、緊急消防援助隊など国の指示等によって行った場合には、国や国の関連団体等から、その費用が交付されることになっている。

### 逢澤委員

- 1 企業に対する従業員の消防団入団促進へのインセンティブについて、建設業以外の業

種に対しての考えはあるのか。

- 2 全国の消防団員数について、県内よりも全国合計の方が減少の割合が大きいとのことだが、減少傾向の特徴はどのようなものか。
- 3 防災ヘリコプターについて、他県から応援出場を受けた件数はどのくらいあるのか。

### 消防課長

- 1 建設業以外に対しての入札におけるインセンティブはないが、県としては、業界団体に対する働き掛けをより強化し、建設業以外の企業の理解促進に努めていく。
- 2 具体的な数値は手元にないが、感覚としては都市部の方が減少が少ない傾向がある。人口減少等の理由から、都市部より地方の方が減少幅が大きい感覚である。
- 3 ヘリコプターにより他県から応援を受けた回数についてだが、本県のヘリコプター保有機数は、8機の東京消防庁に次いで2番目に多い3機である。ほとんどが1機で、2機保有が数県ある程度である。そのほか、政令市などの消防本部自体でヘリコプターを所有しているところもあるが、本県が応援を受けるよりは、応援に行くことが多い。令和2年度から令和4年度の現時点までの間に応援を受けた実績は1件もない。

### 逢澤委員

本県の防災ヘリコプターが他県に応援出場した場合、費用はどの程度かかっているのか。

### 消防課長

本県のヘリコプターが他県に応援に行った場合の費用について、国等からの指示で応援に行った場合に、国から交付された金額であれば、正確な数字が出る。例えば、令和3年に茨城県の山林火災で2日間出動したが、この2日間にかかった出動経費として受け取った金額は約420,000円である。令和2年7月に長野県で集中豪雨があり、1日だけ出動したが、その時の費用が約230,000円となっており、同程度の費用ということで理解いただければと思う。

### 小川委員

- 1 消防団ポータルサイトの利用状況と、どのような方が利用しているのかを伺う。
- 2 大規模災害、大地震に備えた高度救助教育訓練の充実強化とはどのような訓練で、充実強化とは具体的にはどのようなことを示しているのか。

### 消防課長

- 1 アクセス数を解析すると、令和5年1月27日の公開から昨日までに1,689回の閲覧があった。閲覧者がどのような方かは分からないが、消防団員以外の閲覧もあり、先ほどの説明のとおり、実際に3件の入団申込みがあった。また、ポータルサイトを見た都内の事業者から、消防団応援の店の新規登録の申出を頂いている。
- 2 建物の倒壊や瓦れきの下の狭あい空間で脱出不能となった要救助者についても、一定時間のうちに救出できれば救命率が高いと言われている。訓練では、狭あい空間から生存者の検索をすることを目的とし、画像探索機、温度・ガス測定、集音ができる検索機などの最新の救助器具の取扱いを習得したり、進入が不可能な建物の壁面を破壊して開口部を設定したり、重量物を油圧ジャッキ等により持ち上げ排除する訓練を行っている。充実強化としては、要救助者が重量物に下敷きとなった事例を想定し、救出の障害となる重量物に見立てたコンクリートを排除する訓練を今年度新たに行っている。

## 小川委員

- 1 消防団ポータルサイトをトップページから見ると、事務的でシンプルすぎて、若者受けするような温かさがなく感じる。トップページ以外に動画が一つもないが、これから作成するのか。
- 2 消防団員インタビューについて、「このページでは、消防団員インタビューを掲載しています」というページを開くと、「現在インタビューはありません」と記載されているが、いかがなものか。

## 消防課長

- 1 貴重な意見を頂き感謝する。動画が弱いことは、指摘のとおりである。来年度予算案として動画作成委託料を計上している。議決いただければ、今後、順次掲載していく予定である。現役の消防団員が実体験を語る動画などを作成する予定である。
- 2 表現については、誤解や不快感を与える部分があったかと思う。インタビュー記事部分の表現については、早速工夫する。

## 小川委員

初期消火や残火処理、地域密着指導のような、常備消防と同じことをやっているだけではないということを強調するような動画を掲載していく考えはあるのか。

## 消防課長

是非そのような動画を作成していきたい。

## 山本委員

- 1 消防団に対する支援の今年度予算はどのくらいか。また、これまでの県の支援内容はどのようなものか。
- 2 消防団員研修会の開催場所と回数について伺う。
- 3 消防の広域化について、文化や体制の異なる組織同士が合併するため、あつれきがあると伺った。報道でもあったように、過去にパワーハラスメントが起こっていることを踏まえて、広域化の中で消防職員の教育・研修も重要になってくるがどうか。
- 4 今年の1月29日に越谷市で行われた防災訓練に埼玉県防災ヘリを依頼していたところ、エンジントラブルで飛来できず、その部分が空白になった。3機保有は多い方で、他県へ応援にも行っているとのことだが、仮に1機が飛べない状況で災害が発生したらどう対応したのか心配である。そのような場合の体制と、中長期的な展望を踏まえた考えはどうか。
- 5 女性の消防職員が増えてきていることやパワーハラスメントの報道があることなどから、ハラスメントの防止やLGBTQについての研修を管理職に対して実施すべきと考えるがどうか。

## 消防課長

- 1 消防団の装備の改善については、国が国庫補助や地方交付税措置等を設けている。最大の課題は消防団員数の減少、充足率の低下であり、県としては消防団員加入促進につながる広報啓発活動を中心として取り組んでいる。消防団関係の令和4年度予算額は166万円となっている。これまでの取組については、資料に記載してあるもの以外では、大学の学園祭や防災訓練に直接訪問し、PR活動をするとともに、市町村側に大学生の

受入体制の整備を依頼している。また、必要に応じピンポイントの課題に対応するための支援の費用を令和5年度当初予算案に計上している。

- 2 消防団員研修会は、令和5年2月7日に鴻巣市の埼玉県防災学習センターで開催した。回数は1回である。
- 4 現在、県防災ヘリコプターはあらかわ2・3・4の3機体制であり、当日はあらかわ2が行く予定であったが、エンジンの発電制御装置のトラブルが離陸寸前に発生した。もし、これが災害時であれば、他の機体に乗り換える。1月29日であれば、あらかわ3は検査で出られなかったが、あらかわ4が出られたので、あらかわ4に乗り換えて出動することになる。しかし、今回の訓練は細かいタイムスケジュールが決まっていて、指定された時間までに到着することができないことから、中止とさせていただいた。ヘリコプターは検査期間が非常に長く、1年のうち3か月は飛べない期間がある。3機体制と言っても、実質2機しかない時間の方が長い。今回のように1機が故障することもあり得るので、もう1機大丈夫な機体があることは重要である。あらかわ4については消防庁からの貸与機であり、貸与期間が令和6年度末になっている。その後の体制については決まっていないが、3機体制のメリットを踏まえながら、関係者と話し合っていく。
- 3、5 消防広域化に伴う教育というわけではないが、消防組織法において、県は消防学校を設置して教育をすると明記されている。消防学校の初級幹部科にて、隊長クラスである消防司令補及び部隊又は係の長である消防士長の階級にある職員に対して、人事管理やハラスメントの講義を行っている。消防長等に対しては、国の消防大学校で教育を行っている。細かい教育内容は承知していないが、ハラスメントやLGBTQに関する教育は重要になってくるので、消防大学校の教育については、機会を捉えて国に要望していく。

### 山本委員

消防団員研修会について、鴻巣市の県防災学習センターで1回実施したとのことだが、消防団員は県内各地におり、仕事をしながら活動しているため、遠い地域からは行きにくい。各地域に出向き、出前講座のように、なるべく大勢に参加してもらいたいと考えるがどうか。

### 消防課長

鴻巣市は県の中央ではあるが、県南東部などからは行きづらい面もある。今年度の開催で手ごたえを感じていることから、来年度以降、地域別に複数回開催することも検討していきたい。

### 秋山委員

- 1 消防団に対する支援は令和4年度予算額で166万円とのことだが、予算の内訳はどのようなものか。
- 2 消防団はボランティアだと思っているが、消防団員に報酬はないとのことではよいのか。
- 3 消防団と消防職員の連携について、どのような課題があるか。消火栓の使用のルールはどのようなになっているのか。
- 4 消防広域化の効果の中に現場到着時間の短縮とあるが、どのようなことか。
- 5 自衛隊には、どのような時に災害派遣の出動要請がなされるのか。

## 消防課長

- 1 県の役割である消防団の普及・啓発広報のための消防団員研修会の開催費用や消防団ポータルサイトの開設にかかる委託費用等である。
- 2 消防団は市町村が設置するものであり、市町村の非常勤特別職の公務員であるため、市町村から年額報酬や出動手当が支給される。
- 3 基本的には、先に到着した部隊が現場に近い消火栓を使用する認識である。後から到着した部隊は、状況に応じて、火災現場から離れた消火栓等からの中継送水や後方支援の活動を行う。都市部では通常は常備消防が先着するが、管轄が広い地域等で消防団が先着する場合は、消防団が近い消火栓を使用して活動することもある。
- 4 どこから要請されても必ず短縮されるわけではない。市境においては、より近い署所からの出動が可能になる。上尾市・伊奈町の試算では2.7分の短縮が見込まれている地域がある。全域ではないが、そのような恩恵を受ける地域がある。

## 危機管理課長

- 5 災害派遣については、自衛隊法第83条の規定により、知事は災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、防衛大臣等に要請することができることとされている。その場合、三つの要件が定められている。一つ目は「緊急性の原則」で、差し迫った必要性があること。二つ目は「公共性の原則」で、公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護する必要性があること。三つ目は「非代替性の原則」で、自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないことである。県としては、災害の程度、被害状況を踏まえ、三要件に照らし合わせて、必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を要請していく。派遣要請がなされる場合として、特に一定のものが示されているわけではなく、個々の災害に応じて、災害派遣要請の判断をする。

## 秋山委員

- 1 報酬は、平均でも構わないが一人当たりいくら支給されているのか。
- 2 三つの要件とあったが、自衛隊にしかできないこととは何か。

## 消防課長

- 1 団員階級の年額報酬の基準は36,500円となっている。金額については、市町村によって消防団員加入促進などのため、引き上げている所もある。本県の消防団では、令和4年4月1日現在の団員階級で平均60,000円程度、団長階級では平均180,000円程度であり、階級に応じて差がある。

## 危機管理課長

- 2 自衛隊にしかできないこととして、いろいろな条件があるが、主な過去の事例としては、緊急性がある臓器移植のために、通常の飛行機や新幹線、車での輸送ができないケースにおいて、航空自衛隊が所有する専用ユニットを使用して2回、岡山と大阪への搬送を要請した実績がある。これは、自衛隊以外には対応できない条件であった。

## 宮崎委員

- 1 消防団員の入団促進に対する支援について、若い人だと自動車免許を持っていなかったり、持っていたとしてもポンプ車を運転できない場合がある。何か対応は考えているのか。

2 消防学校では、平均何日程度の研修を行っているのか。また、高層ビル等を想定した都市部の災害対応の訓練は導入されているのか。ドローンなどの新しい機器の取り入れに関してはどのようにしているのか。

### 消防課長

- 1 道路交通法の改正により、平成29年から3.5トン以上5トン未満の消防団車両を運転するには準中型免許が必要となっている。免許を取得する上での補助制度を導入している市町村があり、県では、市町村の制度をサポートする補助制度の創設を来年度予算案に計上している。
- 2 初任科については日数が103日間、土日を含めると半年間の教育を年2回実施している。専科については、より期間は短くなる。都市部に特化した訓練は、建物倒壊において閉じ込められた要救助者を救出する訓練や、土砂災害はもちろん地下道における閉じ込め事案に対する救出訓練を実施している。ドローンの教育は、消防職員には研修を行っていないが、一般質問での答弁のとおり、今後、災害現場での活用に必要な研修等を行っていききたい。

### 宮崎委員

自動車免許取得費用補助は、補助制度がある市町村のみをサポートするものか。消防団の経験年数に応じて自動車免許取得費用を免除するようなものが良いと考えるが、どうか。

### 消防課長

補助制度がある市町村にのみ補助するものである。現在21市町村で同様の制度があるが、県が補助制度を創設することで、制度がある市町村を更に増やしていくという趣旨であるため、補助制度を持っていない市町村にも導入を働き掛けていきたい。市町村により補助制度の内容は様々であるが、まずは全ての市町村に補助制度ができることが望ましい。

### 藤井委員

消防学校に関する議論の中で、教育の対象となる人数が施設のキャパシティを超えているという課題があるが、検討の状況はどうか。また、現在の消防学校の建物について、老朽化の状態や減価償却率はどのようになっているのか。

### 消防課長

初任科は宿泊を伴うカリキュラムとなっているため、入寮者数に限りがあり、年間で248人が限界であった。コロナ禍で宿泊の教育ができず、希望どおりに受け入れられなかったという状況もある。施設は耐震診断等における問題はないが、将来的にはどのような教育訓練等の在り方が望ましいのか、消防本部が参画した検討会を開催して議論しているところである。建物の減価償却率は手元に数字がない。

### 藤井委員

ハード面での課題があるということは、これまでも議論してきている内容である。検討の結論を出す時期について、どのように考えているのか。

### 消防課長

まずはできることから始めたいと考え検討を進めており、令和6年度予算案に可能な限り反映していきたい。施設の建替えについては中長期的な課題であるが、なるべく速やか

に結論を出していきたい。

### 藤井委員

できることから行うのは当然である。いつまでに結論を出すかしっかり議論してほしい。職場環境は入校者の士気や訓練の質に影響が出るため、中長期的な視点を持って、しっかりと取り組んでいただきたい。(意見)

### 浅井委員

- 1 女性に対する消防団入団促進について、県としての考えはあるのか。
- 2 消防職員の安全を守るため、機能性の高い防火服を取り入れているのか。
- 3 自衛隊の本来業務は国防であり、それを踏まえた取組をしていくべきと思うが、どのような認識でいるのか。

### 消防課長

- 1 女性消防団員の加入促進については、学生消防団員の加入促進と並び重要である。今年度は、越谷レイクタウンなどで若年層と女性を主なターゲットとしてPR活動を実施した。
- 2 防火服については、各消防本部で情報収集し採用していくものである。県としては、消防学校の初任教育において、防火服の完全着装を実技も含めてしっかりと教育している。

### 危機管理課長

- 3 自衛隊の任務は自衛隊法第3条により、主たる任務と従たる任務が区分され、主たる任務は我が国を防衛することであり、災害派遣活動は従たる任務とされている。先ほどの秋山委員への答弁と重複するが、三つの要件の3番目「非代替性の原則」として、自衛隊以外に適切な手段はないかどうかは要件の一つとされている。当然のことながら、県内の消防や警察の能力で対応できるならその範囲で対応を行うが、対応できなければ災害派遣が検討されることとなる。県としても、災害が発生したからといって直ちに災害派遣を要請するものではないと考えている。

### 浅井委員

- 1 家にいる女性は比較的時間が取れることに着目した取組が20数年前に静岡県で行われたことで、女性消防団員が活躍し成果を出している。女性消防団員の増員に、もう一歩進んで取り組んでいただきたいがどうか。
- 2 防火服について、なるべく県で予算を計上し補助をすることで消防士の士気向上にもつながると考えるがどうか。

### 消防課長

- 1 消防団員の活動は幅広く、消火活動だけでなく、平時の火災予防、応急手当普及など消火活動を含め、女性が活躍する場はたくさんあるため、これからも女性の消防団加入促進に努めていく。
- 2 装備品については、国が地方交付税措置を行っている。県では、教育訓練の場で装備の重要性について認識を持たせていく。